

議第50号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例
京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。
別表第2 体育室の項を次のように改める。

第2 体 育室	全 面 利 用	1,200	1,300	1,200	3,300
	部分利用（1人につき）	250	250	250	600
トレーニング室（1人につき）		300	300	300	800

別表和室の項を削り，同表備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市障害者教養文化・体育会館の和室を廃止し，新たにトレーニング室を設置することに伴い，利用料金に関し必要な事項を定める等の必要があるので提案する。